

(天文十五年) 四月二十七日 上杉憲政書状

【埼玉県立文書館所蔵赤堀文書】

(封紙ウハ書)

〔切封墨引〕

(赤堀上野守娘)

あかほりかうつけのかみむすめ

かたへ

(憲)  
のり政

(名代)

返々ミやうたいの事、

(任せ置き)

まかせをき候、

(河越)

(親)

こんとかわこえにおゐて、をや

(上野守)

(討死に)

(忠信)

かうつけのかみうちしに、ちうしん

(至)

(女子)

のいたり二候、しからは、おふなこの事に

(名代職)

(相計)

候とも、ミやうたいしきの事、あいは

(爰元)

からはるへく候、こもどとりしつめ

(忠賞)

(宛て行う)

ちうしやうもあてをこなふへく候、

あなか

しく

四月廿七日

のり政(花押)

あかほりかうつけむすめの方へ